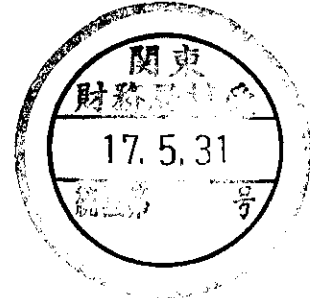


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.2

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東 財務(支)局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)
弁護士 小野雄作

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】

平成17年5月23日

【提出日】

平成17年5月31日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

9名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	オリンパス株式会社
会社コード	7733
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テンプレトン・アセット・マネジメント・リミテッド (Templeton Asset Management Ltd.)
住所又は本店所在地	シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン#38-03、テマセク・ブルヴァール7
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1992年9月28日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴーワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			966,020
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	0 966,020

信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	966,020
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成17年5月23日現在）	S	264,472,608
上記提出者の株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		0.37%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		0.32%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単価（円）
平成17年5月6日	株 券	1,800株	取得	2,155.00
平成17年5月9日	株 券	19,800株	取得	2,142.11
平成17年5月10日	株 券	9,600株	取得	2,169.76
平成17年5月11日	株 券	20,100株	取得	2,130.23
平成17年5月12日	株 券	5,700株	取得	2,115.00
平成17年5月13日	株 券	23,700株	取得	2,082.31
平成17年5月16日	株 券	12,300株	取得	2,081.15
平成17年5月17日	株 券	8,400株	取得	2,080.86
平成17年5月18日	株 券	7,500株	取得	2,078.90
平成17年5月19日	株 券	10,200株	取得	2,096.33
平成17年5月20日	株 券	7,800株	取得	2,090.00
平成17年5月23日	株 券	900株	取得	2,090.00

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（T）（千円）	
借入金額計（U）（千円）	
その他金額計（V）（千円）	2,021,459

上記 (V) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	2,021,459

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
 第一号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.2

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東 財務(支)局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所
 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
 (外国法共同事業)
 弁護士 小野 雄 作

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】

平成17年5月23日

【提出日】

平成17年5月31日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

9名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	オリンパス株式会社
会社コード	7733
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・アドバイザーズ・インク (Franklin Advisors, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 94403-1906、カリフォルニア州、サン・マテオ、ワン・ フランクリン・パークウェイ
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1985年10月29日
代表者氏名	マーチン・エル・フラナガン
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			43,400
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L

合計(株)	M	N	0	43,400
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P			
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q			43,400
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R			

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年5月23日現在)	S	264,472,608
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.02%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.02%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価(円)
該当なし。				

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	91,412

上記 (V) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	91,412

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
 第一号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.2

【根拠条文】

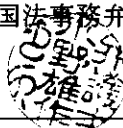
法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東 財務(支)局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所
 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
 (外国法共同事業)
 弁護士 小野 雄 作



【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】

平成17年5月23日

【提出日】

平成17年5月31日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

9名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	オリンパス株式会社
会社コード	7733
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ(アジア)リミテッド (Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コノートロード8、ザ チャーターハウス 17階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1993年12月1日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			336,500
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	0 336,500

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	336,500
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 17 年 5 月 23 日現在）	S	264,472,608
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		0.13%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		0.13%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単価（円）
該当なし。				

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	712,300

上記 (V) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	712,300

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
 第一号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.2

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東 財務(支)局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所
 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
 (外国法共同事業)
 弁護士 小野 雄作

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】

平成17年5月23日

【提出日】

平成17年5月31日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

9名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	オリンパス株式会社
会社コード	7733
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド (Templeton Global Advisors Limited)
住所又は本店所在地	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1992年7月17日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン
代表者役職	執行副社長、秘書役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			17,652,586
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 17,652,586
信用取引により譲渡したこと	P		

により控除する株券等の数		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	17,652,586
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成17年5月23日現在)	S	264,472,608
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		6.67%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		6.25%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単価（円）
平成17年3月30日	株 券	1,000株	取得	2,425.00
平成17年4月14日	株 券	10,000株	取得	2,378.00
平成17年4月18日	株 券	8,000株	取得	2,215.00
平成17年4月19日	株 券	46,000株	取得	2,264.36
平成17年4月21日	株 券	2,000株	取得	2,175.45
平成17年4月26日	株 券	3,000株	取得	2,199.20
平成17年4月27日	株 券	3,000株	取得	2,173.02
平成17年4月28日	株 券	26,000株	取得	2,108.87
平成17年5月6日	株 券	13,300株	取得	2,155.00
平成17年5月9日	株 券	159,400株	取得	2,142.11
平成17年5月10日	株 券	75,900株	取得	2,169.76
平成17年5月11日	株 券	159,000株	取得	2,130.23
平成17年5月12日	株 券	45,600株	取得	2,115.00
平成17年5月13日	株 券	187,800株	取得	2,082.31
平成17年5月16日	株 券	97,500株	取得	2,081.15
平成17年5月17日	株 券	67,500株	取得	2,080.86
平成17年5月18日	株 券	59,400株	取得	2,078.90
平成17年5月19日	株 券	81,300株	取得	2,096.33
平成17年5月20日	株 券	61,800株	取得	2,090.00
平成17年5月23日	株 券	7,800株	取得	2,090.00

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	36,846,731
上記 (V) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	36,846,731

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
 第一号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.2

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東 財務(支)局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所
 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
 (外国法共同事業)
 弁護士 小野 雄 作

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】

平成17年5月23日

【提出日】

平成17年5月31日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

9名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	オリンパス株式会社
会社コード	7733
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テンプレトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スウィート2100、イースト・ブロード・ブルヴァール500
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1979年10月24日
代表者氏名	ギャラリー・ピー・モティール
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			3,677,300
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L

合計(株)	M	N	O	3,677,300
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P			
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q			3,677,300
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R			

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年5月23日現在)	S	264,472,608
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		1.39%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		1.19%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価(円)
平成17年3月28日	株券	1,000株	取得	2,492.80
平成17年3月30日	株券	8,000株	処分	2,425.00
平成17年3月30日	株券	35,000株	取得	2,440.00
平成17年3月31日	株券	17,000株	取得	2,501.25
平成17年4月1日	株券	21,000株	取得	2,461.19
平成17年4月4日	株券	30,000株	取得	2,484.13
平成17年4月5日	株券	7,000株	取得	2,490.85
平成17年4月19日	株券	41,000株	取得	2,264.36
平成17年4月22日	株券	1,000株	処分	2,253.53
平成17年5月2日	株券	133,800株	取得	2,113.70
平成17年5月6日	株券	3,900株	取得	2,155.00
平成17年5月9日	株券	40,500株	取得	2,142.11
平成17年5月10日	株券	19,200株	取得	2,169.76
平成17年5月11日	株券	40,600株	取得	2,130.23
平成17年5月12日	株券	11,700株	取得	2,115.00
平成17年5月13日	株券	48,200株	取得	2,082.31
平成17年5月16日	株券	24,900株	取得	2,081.15
平成17年5月17日	株券	17,100株	取得	2,080.86
平成17年5月18日	株券	15,100株	取得	2,078.90
平成17年5月19日	株券	25,600株	取得	2,097.24
平成17年5月20日	株券	15,600株	取得	2,090.00

平成17年5月23日	株 券	1,800株	取得	2,090.00
------------	-----	--------	----	----------

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	8,229,548
上記 (V) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	8,229,548

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所 在 地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所 在 地

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.2

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東 財務(支)局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)
弁護士 小野 雄 作

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】

平成17年5月23日

【提出日】

平成17年5月31日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

9名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	オリンパス株式会社
会社コード	7733
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 6】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Franklin Templeton Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	英国 EH3 8EG、スコットランド、エディンバラ、キャニング・ストリート19 エクスチェンジタワー
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1985年4月3日
代表者氏名	マーティン・エル・フラナガン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			2,352,200
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L

合計(株)	M	N	O	2,352,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P			
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q			2,352,200
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R			

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年5月23日現在)	S	264,472,608
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.89%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.59%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価(円)
平成17年3月28日	株券	172,000株	取得	2,492.80
平成17年3月29日	株券	134,000株	取得	2,461.79
平成17年4月4日	株券	140,000株	取得	2,487.90
平成17年4月5日	株券	84,000株	取得	2,490.19
平成17年4月8日	株券	1,000株	取得	2,375.00
平成17年4月15日	株券	1,000株	取得	2,345.00
平成17年4月18日	株券	31,000株	取得	2,200.00
平成17年4月21日	株券	119,000株	取得	2,175.45
平成17年4月26日	株券	47,000株	取得	2,199.20
平成17年4月27日	株券	50,000株	取得	2,173.02
平成17年5月2日	株券	1,200株	取得	2,113.70
平成17年5月9日	株券	300株	取得	2,142.11
平成17年5月10日	株券	300株	取得	2,169.76
平成17年5月11日	株券	300株	取得	2,130.23
平成17年5月13日	株券	300株	取得	2,082.31
平成17年5月13日	株券	1,100株	処分	2,087.73
平成17年5月16日	株券	300株	取得	2,081.15
平成17年5月18日	株券	1,400株	処分	2,075.71
平成17年5月19日	株券	900株	取得	2,096.33
平成17年5月20日	株券	800株	取得	2,090.00

平成 17 年 5 月 23 日	株 券	500 株	取得	2,090.00
------------------	-----	-------	----	----------

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	5,631,577
上記 (V) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	5,631,577

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.2

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東 財務(支)局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)
弁護士 小野 雄作



【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】

平成17年5月23日

【提出日】

平成17年5月31日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

9名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	オリンパス株式会社
会社コード	7733
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 7】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド (Franklin Templeton Investments Australia Limited)
住所又は本店所在地	オーストラリア連邦、ヴィクトリア州 3000、メルボルン、コリンズ・ストリート360、25階
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2001年2月28日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴーワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			36,698
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L

合計(株)	M	N	0	36,698
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P			
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q			36,698
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R			

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年5月23日現在)	S	264,472,608
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.01%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		0.01%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価(円)
平成17年4月28日	株券	5,000株	取得	2108.87

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	76,204

上記 (V) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	76,204

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
 第一号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.2

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東 財務(支)局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所
 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
 (外国法共同事業)
 弁護士 小野 雄 作

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町2丁目1番10号

【報告義務発生日】

平成17年5月23日

【提出日】

平成17年5月31日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

9名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	オリンパス株式会社
会社コード	7733
上場・店頭の種類	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 8】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フィデューシャリー・インターナショナル・インク (Fiduciary International, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 10020-2302、ニューヨーク州、ニューヨーク、フィフス・アベニュー600 4階
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1930年8月27日
代表者氏名	ジェームズ・シー・グッドフェロー
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			10,000
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L

合計(株)	M	N	0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		10,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年5月23日現在)	S	264,472,608
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.00%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		0.00%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価(円)
該当なし。				

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	22,056

上記 (V) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	22,056

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
 第一号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.2

【根拠条文】

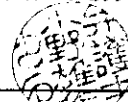
法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東 財務(支)局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所
 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
 (外国法共同事業)
 弁護士 小野 雄 作



【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】

平成17年5月23日

【提出日】

平成17年5月31日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

9名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	オリンパス株式会社
会社コード	7733
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 9】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)
住所又は本店所在地	カナダ M5C 3B8、オンタリオ州、トロント、スイート2101、アデレード ストリート イースト 1
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1982年10月1日
代表者氏名	ギャリー・アール・ノートン
代表者役職	上級副社長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			4,377,250
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L

合計(株)	M	N	0	4,377,250
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P			
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q			4,377,250
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R			

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年5月23日現在)	S	264,472,608
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		1.66%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		1.64%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価(円)
平成17年3月28日	株券	27,000株	取得	2,492.80
平成17年3月29日	株券	20,000株	取得	2,461.79
平成17年4月11日	株券	6,000株	取得	2,386.67
平成17年4月19日	株券	14,000株	取得	2,264.36
平成17年4月22日	株券	16,000株	処分	2,253.53

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	9,367,626
上記(V)の内訳	顧客資金

取得資金合計 (千円) (T+U+V)	9,367,626
------------------------	-----------

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- | | |
|-----|--|
| (1) | テンプレトン・アセット・マネジメント・リミテッド
(Templeton Asset Management Ltd.) |
| (2) | フランクリン・アドバイザーズ・インク
(Franklin Advisors, Inc.) |
| (3) | フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ (アジア) リミテッド
(Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.) |
| (4) | テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
(Templeton Global Advisors Limited) |
| (5) | テンプレトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー
(Templeton Investment Counsel, LLC) |
| (6) | フランクリン・テンプレトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(Franklin Templeton Investment Management Limited) |
| (7) | フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド
(Franklin Templeton Investments Australia Limited) |
| (8) | フィデューシャリー・インターナショナル・インク
(Fiduciary International, Inc.) |
| (9) | フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ
(Franklin Templeton Investments Corp.) |

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			29,451,954
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 29,451,954
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		

保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	29,451,954
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成17年5月23日現在)	S	264,472,608
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		11.14%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		10.14%

POWER OF ATTORNEY

Templeton Asset Management Ltd., (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 9 day of July 2003.

Templeton Asset Management Ltd.

By: Gregory E. McGowan
Gregory E. McGowan
Director

<訳文>

委 任 状

テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2003年7月9日日本委任状に適式に署名する。

テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド

(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴワン
取締役

上記正訳しました
弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Advisers, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this _____ day of July 2003.

Franklin Advisers, Inc.

By: 

Martin L. Flanagan

President

<訳文>

委 任 状

フランクリン・アドバイザーズ・インク（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2003年7月9日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・アドバイザーズ・インク

（署 名）

マーティン・エル・フラナガン
社長

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investments (Asia) Limited, (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 9 day of July 2003.

Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.

By: Gregory E. McGowan
Gregory E. McGowan
Director

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2003年7月9日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド

（署 名）

グレゴリー・イー・マクゴーワン

取締役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作

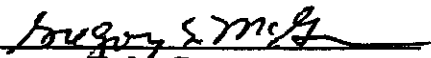


POWER OF ATTORNEY

Templeton Global Advisors Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 9 day of July, 2003.

Templeton Global Advisors Limited


Gregory E. McGowan
Executive Vice President and Secretary

<訳文>

委 任 状

テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2003年7月9日日本委任状に適式に署名する。

テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴワン
執行副社長、秘書役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作

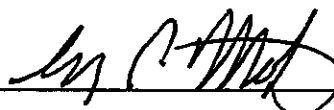


POWER OF ATTORNEY

Templeton Investment Counsel, LLC (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 9 day of July, 2003

Templeton Investment Counsel, LLC

By: 

Name: Gary P. Motyl

Title: President

<訳文>

委 任 状

テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2003年7月9日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー

(署 名)

ギャリー・ピー・モティール
社長

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investment Management Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr/ Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this _____ day of July 2003.

Franklin Templeton Investment Management
Limited

By: _____

Martin L. Flanagan

Director

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2003年7月9日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンブルトン・インベストメント・
マネジメント・リミテッド

（署 名）

マーティン・エル・フラナガン
取締役

上記正訳しました
弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investments Australia Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 10 day of July 2003.

Franklin Templeton Investments Australia Limited

By: 

Gregory E. McGowan

Director

<訳文>

委 任 状

フランクリン・templton・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2003年7月10日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・templton・インベストメンツ・
オーストラリア・リミテッド

(署 名)

ジェフリー・エヌ・ウェブ

執行取締役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Fiduciary International, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 9 day of January 2005.

Fiduciary International, Inc.

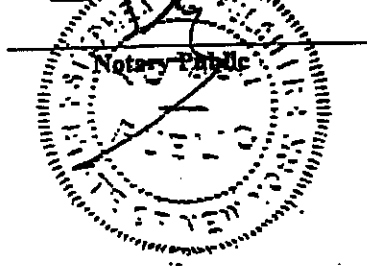
By: 

Name: James C. Goodfellow

Title: President

NOTARIAL CERTIFICATE

Subscribed and sworn to before me
this 9 day of January 2005,



STEPHEN M. PULSIFER
Notary Public, State of New York
No. 01PU4901788
Qualified in Westchester County
Commission Expires 7-6-2007

<訳文>

委 任 状

フィデュシャリー・インターナショナル・インク（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月9日日本委任状に適式に署名する。

フィデュシャリー・インターナショナル・インク

(署 名)

ジェームズ・シー・グッドフェロー
社長

上記正訳しました

弁護士 小野 雄 作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investments Corp. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 9 day of July 2003.

Franklin Templeton Investments Corporation

By: _____



Gary R. Norton
Senior Vice President
Investor & Dealer Services

< 訳文 >

委 任 状

フランクリン・templton・インベストメンツ・コープ（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2003年7月9日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・templton・インベストメンツ・コーポレーション

(署名)

ギャリー・アール・ノートン

上級副社長

上記正訳しました

弁護士 小野雄作

